

【資料編】

1 市町村などが実施する観光施策（主なもの）

（1）観光に関する人材の育成・支援のための施策

| 実施市町村 | 施策 | 概要 |
|---|--------------------|---|
| 仙台市・仙台観光コンベンション協会 | 観光プロデューサー養成講座支援 | 地域の魅力を高めるために、自発的に活動する観光の実践者を育成することを目的として、観光分野の人材育成講座「伊達な観光実践塾」を設立、実施する。 |
| 仙台市・仙台観光コンベンション協会、石巻市、気仙沼市、名取市、岩沼市、登米市観光物産協会、亶理町、松島町・松島観光協会、利府町観光協会、涌谷町 | 観光ボランティアガイドの育成・支援 | 研修会の実施等により、観光ボランティアの育成及び観光ボランティアへの支援を実施する。 |
| 東松島市 | 観光プロデューサー派遣事業 | 旅行エージェント等の外部人材を雇用し、今後の観光振興を図る。 ・観光振興に関する組織づくり、リーダー育成 ・観光に関するセミナーの開催 |
| 利府町 | 小中学校キャリアシップを活用した研修 | 町内の小中学校の生徒を対象としたキャリアシップ研修を通じて、町内観光施設等に関する教育を実施する。 |

（2）インターネット、テレビなどのマスメディアを活用した観光情報発信のための施策

| 実施市町村 | 施策 | 概要 |
|-------------------|--------------------|---|
| 県内各市町村 | インターネットによる観光情報の発信 | 各市町村の観光情報を市町村・観光協会のホームページを用いて発信する。 |
| せんだい・宮城フィルムコミッション | 観光情報発信事業 | 「せんだい・宮城フィルムコミッション」の活動を通じて映画やテレビ番組のロケの支援等を行う。 |
| 塩竈市観光物産協会 | 旅行雑誌・テレビ番組を用いた情報発信 | 旅行雑誌やテレビ番組へ情報提供を行い、塩竈の知名度の向上を図る。 |
| 松島町 | 松島もっともっとPR事業 | 松島ファンクラブの開設、松島町観光親善大使の任命等を通じて、松島を全国に発信していく。 |

(3) 農業等の他の産業と連携した施策

| 実施市町村 | 施策 | 概要 |
|------------|------------------|--|
| 石巻市 | ニューツーリズム推進事業 | <ul style="list-style-type: none"> 体験プログラムの開発，受入体制の整備等の基盤整備を行うとともに，モニターツアー等を実施する。 ニューツーリズム体験メニューの情報を発信する。 |
| 塩竈市観光物産協会 | 水産業・商業・製造業との連携 | <ul style="list-style-type: none"> 浦戸地区の水産業者や水産物仲卸市場と連携し，JRの旅行商品で塩竈の魅力を伝える。 鹽竈神社の門前町である商店街との連携により塩竈の魅力を伝える。 藻塩製造業者との連携により食の魅力を発信する。 |
| 気仙沼市 | 体験型観光受入れ態勢整備推進事業 | リアス式海岸特有の自然環境，スローフード宣言都市としての食文化，農林水産業を中心とした第1次産業～第3次産業などの気仙沼の魅力を最大限活用した新たな体験メニューの整理と開発を行うとともに，人材の育成を行う。 |
| 大崎市 | 農業体験旅行の受入 | 首都圏中学校の修学旅行や県内中学校の課外授業における農業体験旅行の受入を行う。 |
| 松島町・松島観光協会 | 農業，漁業と連携した取組 | 牡蠣をはじめとする松島の食の魅力の提供，情報発信を行う。 |
| 南三陸町観光協会 | 滞在型旅行促進事業 | 南三陸町でのスローステイ（ゆったり滞在）を促進するために，滞在中の体験・見学プログラムの充実を図るとともに，ホームページ（「のんびりステイ～南三陸」）において情報発信を行う。 |

(4) 近隣県，市町村等と連携した観光振興のための施策

| 実施市町村 | 施策 | 概要 |
|-------------------------------|--------------------------|--|
| 仙台市，気仙沼市，大崎市，登米市，松島町，南三陸町，利府町 | 伊達な広域観光推進協議会 | <p>自然，歴史，文化等の多様な地域資源を活かし，「伊達」をキーワードに，それぞれの魅力ある地域をつなぎ，長期滞在を促進させるうえで，多様ななかにも深みのある旅を提供する『ゆっくり滞在，伊達な時間を過ごす旅』をブランド戦略テーマとして掲げ，東北観光を牽引し滞在客を受け入れる力を備えた広域的な観光圏づくりを目指す。</p> <p>【構成団体】 仙台市，気仙沼市，大崎市，登米市，松島町，南三陸町，利府町（以上宮城県），一関市，奥州市，平泉町（以上岩手県），最上町（山形県）</p> |
| 仙台市 | 仙台・福島・山形三市観光・物産広域連携推進協議会 | 仙台市・福島市・山形市を中心とするエリアの知名度向上ならびに観光誘客の促進，各地の物産の新規販路の開拓を目指し，国内プロモーション・各種製品の輸出促進などに三市連携の取組を拡大し，官民を挙げて推進することを目的として設立。 |
| 石巻市 | みちのくトライアングル推進協議会 | <p>新たな周遊コースの設定などの広域的な観光事業の取組を実施する。</p> <p>【構成団体】 石巻市（宮城県），湯沢市（秋田県），米沢市（山形県）</p> |

| 実施市町村 | 施策 | 概要 |
|------------------|--------------------------|--|
| 白石市，七ヶ宿町 | 国道 113 号（2 市 2 町）観光推進協議会 | ホームページによる情報発信，スタンプラリーの開催などの広域観光の取組を実施する。 【構成団体】 白石市，七ヶ宿町（以上宮城県）， 南陽市，高島町（以上山形県） |
| 栗原市 | ゆっくりひとめぐり栗駒山麓連絡会議 | ・連携した観光 P R の実施 ・観光振興・地域間交流の調査研究 など 【構成団体】 栗原市（宮城県），一関市（岩手県） 湯沢市，東成瀬村（以上秋田県） |
| 大崎市，美里町 | 湯けむりライン協議会 | J R 陸羽東線沿いの自治体等の連携により，スタンプラリー，観光 P R 事業等の観光振興の取組を実施 【構成団体】 大崎市，美里町（以上宮城県） 新庄市，最上町，舟形町（以上山形県） |
| 県内の市町村における広域的な連携 | | ・宮城県蔵王観光開発推進協議会（仙台市，白石市，蔵王町，七ヶ宿町，大河原町，村田町，柴田町，川崎町） ・みやぎ蔵王三源郷推進協議会（蔵王町，村田町，川崎町） ・四方山観光開発協議会（角田市，亘理町，山元町） ・名亘地場産業振興協議会（名取市，岩沼市，亘理町，山元町） ・みやぎ寿司海道連絡会（石巻市，塩竈市，気仙沼市） ・みやぎエコ・リゾート推進協議会（栗原市，大崎市，色麻町，加美町） ・石巻圏域定住自立圏（石巻市，東松島市，女川町） ・みやぎ三陸黄金海道観光推進協議会（石巻市，気仙沼市，女川町，南三陸町） |

（５）外国人観光客誘客のための施策

| 実施市町村 | 施策 | 概要 |
|------------|-------------|--|
| 仙台市 | 海外プロモーション事業 | ・海外マスメディア，旅行エージェントの招聘 ・海外の新聞，雑誌等への広告掲載 ・旅行博覧会への出展 ・観光セミナーへの参加・開催 ・海外プロモーション・ツールの充実（外国語ホームページ，外国人観光客向けガイドブック等）の充実など |
| 塩竈市観光物産協会 | 外国メディアへの対応 | 韓国，台湾などの外国メディアの取材に積極的に対応し，海外に塩竈の寿司，仲卸市場，鹽竈神社などの魅力を伝え，外国人観光客の誘客を図る。 |
| 大崎市 | 外国人受入態勢の整備 | ・マップ，マナーチラシ等の作成 ・研修会の実施 |
| 松島町・松島観光協会 | 国際観光推進事業 | ボランティア通訳者の会への支援，外国人向け観光ルートの設定，V 案内所への支援を通じて，国際観光の推進を図る。 |

・ホームページ等を活用した外国人観光客への情報発信

| 実施市町村 | 概要 |
|--|----------------------------|
| 仙台観光コンベンション協会，塩竈市観光物産協会，気仙沼市，登米市，蔵王町，村田町観光協会，松島町，富谷町 | 英語のホームページによる観光情報の発信 |
| 仙台観光コンベンション協会，登米市，蔵王町，松島町，松島観光協会 | 中国語，韓国語などのホームページによる観光情報の発信 |
| 仙台市，塩竈市観光物産協会，気仙沼市，白石市，多賀城市，栗原市，蔵王町，松島観光協会，利府町 | 英語の観光パンフレットの作成 |
| 仙台市，気仙沼市，白石市，多賀城市，栗原市，蔵王町，松島観光協会 | 中国語，韓国語などの観光パンフレットの作成 |

(6) 首都圏，近畿等の関東以西からの観光客の誘客施策

| 実施主体 | 施策 | 概要 |
|-------------------|--------------|--|
| 仙台市 | 企業旅行誘致 | 秋保・作並温泉への企業旅行を誘致し，宿泊客の増加を目指す。 ・受入側のプログラム・メニューの調査・充実 ・企業へのPR |
| 仙台市・仙台観光コンベンション協会 | 国内プロモーション事業 | 旅行者へのプロモーション活動により旅行商品の開発を促し，各種キャンペーンの実施やメディアを活用した積極的な情報発信により観光地としての魅力をアピールする。 ・首都圏プロモーション ・旅行商品造成 ・物産展の開催 ・メディアプロモーション |
| 仙台市・仙台観光コンベンション協会 | コンベンション誘致事業 | 仙台でのコンベンション開催誘致を図るため，コンベンション開催助成，開催準備金貸付等の支援を実施する。 |
| 塩竈市観光物産協会 | J R 旅行商品との連携 | J R との連携により塩竈市の食の魅力，鹽竈神社，松島の魅力をセットにした旅行商品を造成し，観光客の誘致を図る。 |
| 気仙沼市 | 首都圏における観光PR | 目黒のさんま祭りにおいて気仙沼で水揚げされたさんまを無料で提供するイベントを開催し，気仙沼市の観光と物産をPRする。 東京都豊島区で開催されるイベントにおいてブースを設けて，気仙沼市の観光と物産をPRする。 |
| 大崎市 | 首都圏からの誘客施策 | アンテナショップ等を活用した誘客活動及び首都圏エージェンツへのプロモーションを実施する。 |

2 第2期みやぎ観光戦略プランの策定経過

第2期みやぎ観光戦略プランの策定に当たっては、知事から宮城県産業振興審議会に対して諮問を行いました。

宮城県産業振興審議会では、プランについて審議会全体会で2回、同商工業部会では観光に関する識見を有する専門委員を加えて3回、計5回の会議を開催し、審議を行いました。また、プランの案の検討に当たっては、みやぎ観光戦略プラン策定懇話会を4回開催して観光に関する学識経験者、観光事業者、観光関係団体等から意見の聴取を行うと共に、市町村への意見照会やパブリックコメント（県民への意見聴取）を実施しました。

宮城県産業振興審議会からの観光戦略プランの策定についての答申を踏まえて、知事を本部長とする観光王国みやぎ推進本部において、第2期みやぎ観光戦略プランを決定しました。

【経過】

| | | |
|---------|-----------|--|
| 平成 22 年 | 5 月 14 日 | みやぎ観光戦略プラン策定懇話会の開催 【議題】 観光振興施策について |
| | 5 月 19 日 | 第 25 回宮城県産業振興審議会の開催 観光戦略プランの策定について諮問 |
| | 7 月 12 日 | みやぎ観光戦略プラン策定懇話会の開催 【議題】 観光戦略プラン（骨子案）について |
| | 7 月 29 日 | 第 4 回宮城県産業振興審議会商工業部会の開催 【議題】 観光戦略プラン（骨子案）について |
| | 8 月 | 観光戦略プラン（骨子案）について市町村へ意見照会 |
| | 8 月 27 日 | みやぎ観光戦略プラン策定懇話会の開催 【議題】 観光戦略プラン（中間案）について |
| | 9 月 3 日 | 第 5 回宮城県産業振興審議会商工業部会の開催 【議題】 観光戦略プラン（中間案）について |
| | 9 月 22 日 | 第 26 回宮城県産業振興審議会の開催 【議題】 観光戦略プラン（中間案）について |
| | 10 月 7 日～ | プランの中間案に対するパブリックコメントの実施 意見：1 件 |
| | | プランの中間案に対する市町村への意見照会 |
| | 11 月 15 日 | みやぎ観光戦略プラン策定懇話会の開催 【議題】 観光戦略プラン（最終案）について |
| | 11 月 22 日 | 第 6 回宮城県産業振興審議会商工業部会の開催 【議題】 観光戦略プラン（最終案）について |
| | 12 月 22 日 | 第 27 回宮城県産業振興審議会の開催 【議題】 観光戦略プラン（最終案）について |
| 平成 23 年 | 1 月 13 日 | 宮城県産業振興審議会长から知事への観光戦略プラン策定に係る答申 |
| | 3 月 | 観光王国みやぎ推進本部において第2期みやぎ観光戦略プラン決定 |

3 宮城県産業振興審議会委員，みやぎ観光戦略プラン策定懇話会委員名簿

○ 宮城県産業振興審議会委員

| 氏名 | 所属等 | 役職等 |
|--------|--|---------|
| 内田 龍男 | 仙台高等専門学校校長 | 会長 |
| 白幡 洋一 | 財団法人みやぎ産業振興機構参与兼プロジェクトマネージャー，株式会社ベガルタ仙台代表取締役社長 | 副会長 |
| 工藤 昭彦 | 東北大学教養教育院総長特命教授 | 農業部会長 |
| 伊藤 恵子 | 農家レストランはなやか亭代表 | 農業部会 |
| 伊藤 秀雄 | 有限会社伊豆沼農産代表取締役 | 農業部会 |
| 後藤 浩一 | 宮城製粉株式会社代表取締役 | 農業部会 |
| 白鳥 正文 | 有限会社川口グリーンセンター代表取締役 | 農業部会 |
| 沼倉 優子 | みやぎ生活協同組合副理事長 | 農業部会 |
| 佐藤 實 | 東北大学大学院農学研究科教授 | 水産林業部会長 |
| 岡田 秀二 | 岩手大学農学部教授 | 水産林業部会 |
| 斉藤 和枝 | 株式会社斉吉商店専務取締役 | 水産林業部会 |
| 佐々木 好博 | 宮城県林業研究会連絡協議会会長 | 水産林業部会 |
| 須能 邦雄 | 石巻魚市場株式会社代表取締役社長 | 水産林業部会 |
| 早坂 みどり | 設計事務所「住空間工房」代表 | 水産林業部会 |
| 堀切川 一男 | 東北大学大学院工学研究科教授 | 商工業部会長 |
| 大志田 典明 | ブレイントラストアンドカンパニー株式会社代表取締役社長 | 商工業部会 |
| 佐藤 徹雄 | 新東北化学工業株式会社取締役会長 | 商工業部会 |
| 橘 眞紀子 | 有限会社岩沼屋ホテル専務取締役 | 商工業部会 |
| 成田 由加里 | 成田由加里公認会計士事務所代表 | 商工業部会 |
| 三輪 宏子 | 株式会社FMS総合研究所代表取締役社長 | 商工業部会 |

○ 宮城県産業振興審議会商工業部会委員

| 氏名 | 所属等 | 役職等 |
|--------|---|--------------|
| 堀切川 一男 | 東北大学大学院工学研究科教授 | 部会長 審議会委員 |
| 大志田 典明 | ブレイントラストアンドカンパニー株式会社代表取締役社長 | 審議会委員 |
| 佐藤 徹雄 | 新東北化学工業株式会社取締役会長 | 審議会委員 |
| 橘 眞紀子 | 有限会社岩沼屋ホテル専務取締役 | 審議会委員 |
| 成田 由加里 | 成田由加里公認会計士事務所代表 | 審議会委員 |
| 三輪 宏子 | 株式会社FMS総合研究所代表取締役社長 | 審議会委員 |
| 小林 滋男 | 日本旅行業協会東北支部長 株式会社JTB東北代表取締役社長 | 専門委員 |
| 志賀 秀一 | 株式会社東北地域研究室代表 | 専門委員 |
| 真山 隆弘 | 自営業（伊達な旅・岩出山プロジェクト代表，政宗公まつり実行委員会副実行委員長） | 専門委員 （公募） |
| 宮原 育子 | 宮城大学事業構想学部教授 | 専門委員 |

○ みやぎ観光戦略プラン策定懇話会委員

| 氏名 | 所属等 |
|----------------|------------------------------------|
| 志賀 秀一 (座長) | 株式会社東北地域環境研究室代表 |
| 宮原 育子 (副座長) | 宮城大学事業構想学部教授 |
| 磯田 悠子 | みやぎおかみ会会長 |
| 大沼 眞治 | 宮城県観光誘致協議会長 |
| 太田 実 | 株式会社かほく・上品の郷 代表取締役 (道の駅「上品の郷」 駅長) |
| 菊地 幸夫 | 株式会社 J T B 東北 地域ソリューション事業部長 |
| 齋藤 幹治 | 東北観光推進機構推進本部長 (平成 22 年 7 月 1 日から) |
| 佐藤 健 | 社団法人宮城県バス協会会長 |
| 渋谷 文枝 | 農家レストラン「ふみえはらはん」代表, 観光カリスマ (国土交通省) |
| 高橋 要二 | 全日本空輸株式会社仙台支店長 |
| 林 健一 | 東日本旅客鉄道株式会社仙台支社営業部長 |
| 日野 正衛 | 東北観光推進機構推進本部長 (平成 22 年 6 月 30 日まで) |
| 間庭 洋 | 宮城県商工会議所連合会常任幹事 |
| 吉川 由美 | 有限会社ダハプランニングワーク代表取締役 |
| 嶺岸 裕 | 仙台市経済局国際経済・観光部観光交流課長 |

4 みやぎ観光創造県民条例

宮城県は、日本三景の一つである特別名勝松島で知られ、西には蔵王・栗駒の山並みに象徴される奥羽山脈、東には三陸の海が広がり、四季の彩りが美しい県土を有している。

また、県内各地は特色のある温泉地や歴史遺産、そして四季折々の食材等、訪れる人々にくつろぎや安らぎを提供できる豊かな観光資源に恵まれ、加えて、プロスポーツ、市民活動によるイベントや産業観光の展開等新しい魅力にもあふれている。

観光は、訪れる人々との交流や相互理解を通し、平和な社会の構築に貢献するとともに、郷土の歴史、文化等へ理解を深め、人々の生活に生きがいや安らぎをもたらすものである。また、観光は、経済的にも関連する産業の裾野が広く、多くの分野に効果をもたらす総合産業であり、観光による交流人口の増加等によって産業や雇用が創出され、地域経済が活性化することなどから、富県宮城共創の基幹産業として位置づけられ、今後、本県にとって大きな可能性をもたらすリーディング産業としても期待されている。

しかしながら、本県における観光の現状は、立地の優位性や豊富な地域資源を生かし切れず、人口減少、情報化の進展や旅行の形態の多様化など観光をめぐる諸情勢が変化する中、ニューツーリズム、着地型観光の推進等これまでの枠組みにとらわれない新しい観光分野の開拓のほか、交通アクセス、情報発信、おもてなし向上等の課題への的確な対応も求められている。

このような状況を踏まえ、本県は、広域連携を視野に東北のゲートウェイとしての機能を高め、観光が名実ともに本県経済を牽引する産業となるよう支援を強化するとともに、本県の有する豊かな地域資源を生かした魅力あふれる観光地の形成を積極的に進め、観光を起点に、県民の誰もが郷土に誇りと愛着を持ち、住み慣れたところで豊かな生活が享受でき、活力のみなざる地域の将来像をつくり上げていかなければならない。

世界的な大交流時代を迎えている今、私たち宮城県民は、一人一人が観光振興への参加と協働を通じて、住んでよかった、訪れてよかったと心から思えるような潤いと安らぎ、そして、おもてなしの心に満ちた魅力あふれる観光の創造を推進することで、観光王国みやぎの実現を図ることを決意し、本条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、観光王国みやぎの実現のための基本理念を定め、県の責務、県民、観光事業者及び観光関係団体の役割等を明らかにするとともに、観光振興に関する施策の基本方針等を定めることにより、県民総参加による魅力あふれる観光地づくりを推進し、もって、本県経済の持続的な発展、豊かで活力に満ちた地域社会の実現及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 観光事業者 旅行者、宿泊業者、飲食業者、公共交通事業者その他の観光に関する事業を営む者をいう。
- 二 観光関係団体 観光事業者で組織される団体並びに観光振興を目的として観光事業者及び行政機関で組織される団体をいう。
- 三 県民等 県民、観光事業者、観光関係団体その他の地域社会を構成する者をいう。
- 四 県民総参加 県民等が、それぞれ主体的に、かつ、相互に連携協力しながら参加することをいう。

(基本理念)

第三条 観光王国みやぎの実現のための取組は、次に掲げる事項を基本として、実施されなければならない。

- 一 観光振興に関する県民等の主体的な参加及び取組を尊重するとともに、県民等、県及

び市町村が一体となり、本県を訪れる人々に笑顔と温かさで接するおもてなしの心を持って観光客の誘致等を促進することが、県民が誇りと愛着を感じる地域社会の形成及び潤いのある県民生活のために重要であることを認識すること。

二 観光振興のための取組においては、交通網の発達等による国内外からの観光客の行動範囲の拡大を踏まえて、市町村、近隣の県等との広域的な連携による取組が重要であることを認識すること。

三 観光は、農業、林業、水産業、製造業、サービス業等に幅広く波及効果をもたらす総合産業であって、本県経済にとって重要な役割を果たすものであることを認識すること。

四 観光振興が、交流人口の拡大、地域経済の活性化及び雇用の増大をもたらし、活力に満ちた地域社会の実現に寄与するものであることを認識すること。

五 恵まれた自然、歴史、文化、景観、食、温泉等の地域の持つ魅力について認識し、その情報を共有するとともに、その魅力の磨き上げ、活用等により観光客一人一人の満足度を高めるよう配慮すること。

六 地域の歴史、文化、伝統等に培われたおもてなしの心を育み、高齢者、障がい者及び外国人をはじめとするすべての観光客が、安心して快適に観光を楽しめるよう配慮すること。

七 外国人観光客の誘致等において、仙台空港、特定重要港湾仙台塩釜港等を有する本県が、東北地方のゲートウェイとしての機能を果たすことの重要性に配慮すること。

八 地域の生活環境の美化、自然環境の保全並びに良好な景観の保全及び形成を図るとともに、これらとの調和に配慮すること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、観光振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、県民等が観光の振興に関する共通の認識を持つことができるよう情報の提供を行い、県民等の取組に対し、必要な支援及び調整を行うものとする。

(市町村との連携協力)

第五条 県は、市町村が基本理念にのっとり、その地域の特性を生かして、観光振興に関する計画の策定その他の観光振興に関する施策を策定し、及び実施することができるよう支援するとともに、市町村と連携協力して観光振興に関する施策を実施するものとする。

(近隣の県等との連携協力)

第六条 県は、観光振興に関する施策を効果的に推進するため、近隣の県その他の地方公共団体と連携協力するものとする。

(県民の役割)

第七条 県民は、その一人一人が、観光王国みやぎの実現の意義に対する理解を深め、地域における観光振興の取組に参画するよう努めるものとする。

2 県民は、その一人一人が、おもてなしの心を持って、観光客を温かく迎えるよう努めるものとする。

(観光事業者の役割)

第八条 観光事業者は、その事業活動を通じて観光客に対し快適な環境及び心のこもったサービスの提供に努めるとともに、地域における他の産業と連携することにより、地域の活性化に努めるものとする。

2 観光事業者は、県及び市町村が実施する観光振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(観光関係団体の役割)

第九条 観光関係団体は、他の観光関係団体と相互に連携を図るよう努めるとともに、観光に関する情報の発信、観光客の誘致、観光の振興に寄与する人材の育成及び観光客の受入態勢の整備に取り組むよう努めるものとする。

2 観光関係団体は、県及び市町村が実施する観光振興に関する施策に協力するよう努めるも

のとする。

(観光客との交流の拡大等)

第十条 県は、観光客と県民との触れ合い及び交流の拡大が推進されるよう配慮するとともに、観光客に対し、本県の観光資源の保全及び創造を図るために必要な協力を求めるものとする。

(施策の基本方針)

第十一条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、観光振興に関する施策を積極的に推進するものとする。

- 一 魅力あふれる観光地づくり、おもてなしの心の向上等の観光王国みやぎの実現のための取組を、会議の設置等県民総参加による運動として進めること。
- 二 恵まれた自然、歴史、文化、景観、食、温泉その他の観光資源の保全、創造及び活用の取組への支援及び促進を図り、国際競争力及び国内競争力の高い魅力ある観光地の形成を図ること。
- 三 観光に関する施設の整備、道路の整備、交通機能の充実その他の観光に関する社会基盤の整備を促進すること。
- 四 観光事業者への必要な情報提供等の支援、観光事業者相互の連携及び観光事業者と産業観光など地域産業との連携の促進等により観光産業の競争力を強化することで、観光事業者の育成及び経営基盤の強化を図ること。
- 五 観光事業に従事する者等の知識及び能力の向上、観光ボランティア等の育成その他の観光振興に寄与する人材の育成に関する取組を促進すること。
- 六 大学等が観光振興に寄与する人材の育成等のために実施する教育活動へ協力すること。
- 七 外国人観光客の受入環境の整備、市町村、近隣の県等との広域的な連携による取組その他の多様な誘客活動により、東アジアをはじめ海外からの観光客を積極的に誘致し、国際観光の振興及び国際相互交流を促進すること。
- 八 多様な媒体を活用した国内外への戦略的な観光情報の発信その他の情報発信の充実のために必要な施策を実施すること。
- 九 グリーンツーリズムの更なる推進、スポーツツーリズム、コンテンツツーリズム、ヘルスツーリズム、エコツーリズム等の新しい観光分野の開拓、会議、展示会、映画撮影等の誘致及び観光客の受入態勢の整備等の取組を充実すること。
- 十 県民等が主体となって行う食、文化、音楽、芸術等に関するイベント等との連携を図るとともに、これらのイベント等に対する必要な支援を行うこと。
- 十一 高齢者、障がい者及び外国人をはじめすべての観光客が安全に、安心して、快適に観光を楽しむことができる態勢の整備を促進すること。
- 十二 観光地における生活環境の美化並びに良好な景観の保全及び形成を促進するために必要な支援を行うこと。
- 十三 県民総参加による観光振興に取り組む意識を高めるため、観光に関する広報活動、教育活動等を積極的に実施すること。

(基本計画)

第十二条 知事は、観光振興に関する施策を戦略的かつ積極的に推進し、観光王国みやぎの実現を図るため、前条に掲げる基本方針を踏まえ、観光振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 知事は、基本計画を定めるに当たっては、市町村、県民等の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるとともに、宮城県産業振興審議会に諮問するものとする。
- 3 知事は、毎年度、基本計画の実施状況を検証し、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

(調査及び分析)

第十三条 知事は、観光振興に関する施策を効果的に推進し、観光客の満足度を高めるため、統計調査その他の必要な調査及びその分析を行うものとする。

(観光週間)

第十四条 知事は、観光王国みやぎの実現に向けての県民総参加の意識の醸成を目的として、観光週間を設けるものとする。

2 観光週間は、観光王国みやぎの実現に向けての取組の実施状況を考慮して設定するものとする。

(表彰等)

第十五条 知事は、観光王国みやぎの実現に関して特に功績があると認められる県民等に対し、表彰その他の必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備等)

第十六条 県は、観光振興に関する施策を推進するための体制を整備するとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されているみやぎ観光戦略プラン（政策及び施策の基本的な方向を定めた部分に限る。）は、第十二条第一項の基本計画とする。